（債権譲渡等）

第17条　協会員が、債権譲渡（債権の流動化、譲渡担保の履行を含む）を行うにあたっては、債務者等の利益の保護の観点から、法の規定を遵守するほか、民法（明治29年法律第89号）や債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）等の規定に留意し、適切に対応することができる社内態勢の整備に努めなければならない。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　債権譲渡に関する譲渡先の選定基準、債権譲渡通知の方法等

⑵　債務者等からの問い合わせに適切な対応等を行うための社内態勢

⑶　適切な債権譲渡に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法

⑷　適切な債権譲渡が行われているかどうかの検証方法

（営業店登録）

第18条　協会員が、営業所を設置するにあたっては、資金需要者等に不要不急の借入れを助長することの無いよう留意する必要がある。特に、自主規制規則で定める、特定地域における営業店登録を行うにあたっての社内規則等を定め、社内態勢の整備を図るよう努めるものとする。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　自主規制基本規則第６条から第９条までに規定する事項を遵守するための社内態勢

⑵　適切な営業店登録に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法

⑶　適切な営業店登録が行われているかどうかの検証方法

（過払金支払）

第19条　協会員は、過払金の支払いが、多重債務問題の解決及び債務者等の生活再建に資するべきものであることから、利息制限法（昭和29年法律第100号）第１条第１項に規定する利率を超える貸付けに関する相談対応並びに過払金振込返金時の振込先確認及び返還金額の通知等について、社内規則等を定め、社内態勢の整備を図るよう努めるものとする。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　債務者等又は債務者等であった者（以下、本条において「顧客等」という。）からの利息制限法第１条第１項に規定する利率を超える貸付けに関する相談その他申入れ等があった場合において、当該顧客等の法律知識に応じ、顧客等に対して丁寧な説明を行うための社内態勢

⑵　顧客等に対して苦情処理及び相談対応に関する規則第19条第２項に基づき苦情処理委員会が指定する団体を適切に紹介するための社内態勢

⑶　過払金支払に際し顧客等に対して過払金総額を通知するための社内態勢

⑷　過払金支払に関する振込み口座の確認に関する社内態勢

⑸　前各号に掲げる社内態勢に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法

⑹　社内規則等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

附　則

この細則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20. 3. 1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㈱改正条項は、次のとおりである。

第６条第１項を改正。

附　則（平20. 5. 1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱改正条項は、次のとおりである。

第２条第１項、第２項第４号、第３条の２、第６条第１項を改正。

附　則（平21. 6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㈱改正条項は、次のとおりである。

第１条、第４条第１項、第６条第２項第１号乃至第４号、第７条第１項、第８条第１項、第10条第１項、第11条、第12条第１項、第２項第２号、第３号、第６号、第13条第１項、第14条第１項、第16条第１項、第17条第１項、第19条を改正。

附　則（平22. 6.18）

1　この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㈱改正条項は、次のとおりである。

第４条、第７条、第８条、第10条の２、第11条、第12条を改正。

借入計画書（事業資金の場合）

作成・記載日：平成　　年　　月　　日

名称または屋号		代表者氏名	

事業の現状と見通し

【事業やご商売の内容をご記入ください】

今年度の見通し（該当番号を○で囲む）	1．前年度並み	2．前年度より上向き	3．その他	
今後の見通し		（記載例） ①新規の事業を開始することにより、売上げの増加が見込まれる。 ②経費の削減により、利益の拡大が見込まれる。 ③資産の売却により、借入金の一部を返済することを予定している。 等		

収支の見通し

項目	前期	当期	来期以降
① 売上（収入）金額			
② 売上原価（仕入金額等）			
③ 経費等（給料・利子等）			
④差引額（①―②―③）			

資金繰りの見通し

項目	当期	来期以降
⑤ 資産（機械・自動車等）の売却による入金		
⑥ 資産（機械・自動車等）の購入による出金		
⑦ 差引額（⑤―⑥）		
⑧ 金融機関からの借入れ		
（うち、本件借入れに係るもの）		
⑨ 金融機関への返済		
（うち、本件借入れに係るもの）		
⑩ 差引額（⑧―⑨）		